

鈴鹿市告示第 8 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 1 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
	終点		幅員 (m)
安塚 4 3 1 号線	南玉垣町字玉垣	南玉垣町	96.7
	南玉垣町字玉垣		6.1~11.8
安塚 4 3 4 号線	安塚町字野瀬	末広町	86.5
	末広町字野瀬		2.6~14.6
北玉垣 2 1 5 号線	南玉垣町字玉垣	南玉垣町	72.9
	南玉垣町字玉垣		8.3~9.2
北玉垣 8 6 8 号線	北玉垣町字山上	北玉垣町	600.7
	南玉垣町字玉垣		7.6~27.4
北玉垣 8 6 9 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	232.9
	南玉垣町字玉垣		6.2~16.2
末広北一丁目 8 7 4 号線	末広北一丁目	末広北一丁目	277.3
	末広北一丁目		7.5~23.9
末広北一丁目 8 7 4 号線	末広南三丁目	末広南三丁目	180.7
	野町字西山		3.2~14.5